

別表第2（第28条、第30条関係）

特定有害物質の種類要件	要件
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	物検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(以下「シマジン」という。)	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(以下「チオベンカルブ」という。)	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
ヒ素及びその化合物	検液1リットルにつきヒ素0.01ミリグラム以下であること。
フッ素及びその化合物	検液1リットルにつきフッ素0.8ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。)	検液中に検出されないこと。
備考分析方法は、土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第6条第3項第4号に規定する環境大臣が定める方法とする。	